

※この法令は廃止されています。
大正六年法律第十五号

農業倉庫業法

第一条 本法ニ於テ農業倉庫業者トハ左ノ各号ノ一二該当スル者ヲ謂フ

- 一 農業ヲ営ム者力其ノ生産シタル穀物、繭其ノ他勅令ヲ以テ指定スル物品ヲ所有スル場合、土地ニ付權利ヲ有スル者ガ小作料トシテ受ケタル穀物其ノ他勅令ヲ以テ指定スル物品ヲ所有スル場合又ハ木炭ノ生産ヲ為ス者ガ其ノ生産シタル木炭ヲ所有スル場合ニ於テ其ノ者ノ為ニ本法ニ依リ之ヲ倉庫ニ保管スル者
- 二 農業協同組合、農業協同組合連合会、販売組合又ハ販売組合連合会力売却スル繭ヲ其ノ者ノ為ニ本法ニ依リ倉庫ニ保管スル者

前項ニ規定スル寄託物ニ付所有權ノ移轉アリタルトキト雖農業倉庫業者ハ其ノ寄託物ノ保管期間内ニ限り之ヲ保管スルコトヲ得

農業倉庫業者ハ前二項ノ規定ニ依ル保管ニ支障ナキ場合ニ限り業務規程ノ定ムル所ニ依リ前二項ノ規定ニ依ラス物品ノ保管ヲ為スコトヲ得

- 第二条 農業倉庫業者ハ業務規程ノ定ムル所ニ依リ前条ノ事業ノ外左ノ事業ヲ為スコトヲ得
 - 一 受寄物ノ調製、改装又ハ荷造ヲ為スコト
 - 二 受寄物ノ運送又ハ販売ノ仲立ヲ為スコト
 - 三 受寄物ノ運送又ハ販売ノ取次ヲ為スコト
 - 四 自己ノ作成シタル農業倉庫証券ヲ担保トシテ貸付ヲ為スコト

受寄物ヲ連合農業倉庫業者ニ寄託シタル場合ニ於テ其ノ物品ノ連合農業倉庫証券ヲ担保トシテ貸付ヲ為スコト

他ノ農業倉庫業者力担保トシテ受取リタル農業倉庫証券ヲ担保トシテ貸付ヲ為スコト

農業協同組合、産業組合、農業ノ發達ヲ目的トスル一般社団法人及一般財団法人並市町村及之ニ準スヘキモノニ非サレハ第一条第一項第一号ノ農業倉庫業者タルコトヲ得ス

農林水産省令ヲ以テ指定スル農業協同組合連合会又ハ産業組合連合会ニ非サレハ第一条第一項第二号ノ農業倉庫業者タルコトヲ得ス

農業協同組合又ハ産業組合若ハ農業協同組合連合会又ハ産業組合若ハ産業組合連合会ハ農業協同組合又ハ産業組合ニ規定スルモノノ外第一条及第二条ニ規定スル事業ヲ目的ト為スコトヲ得

前項ノ農業協同組合若ハ農業協同組合連合会又ハ産業組合若ハ産業組合連合会ハ會員又ハ組合員、所屬組合若ハ所屬連合会ノ為ニ前項ノ事業ヲ為スノ外附随トシテ會員又ハ組合員、所屬組合若ハ所屬連合会ニ非サル者ノ為ニ之ヲ為スコトヲ得但シ第二条第四号乃至第六号ノ事業ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

農業倉庫業者タル一般社団法人又ハ一般財団法人ハ第二条第四号乃至第六号ノ事業ヲ為スコトヲ得ス

農業倉庫業者タルラムトスル者ハ業務規程ヲ具シ行政官庁ノ認可ヲ受ケヘシ

農業倉庫業者ハ業務規程ノ定ムル所ニ依リ種類及品位ノ同一ナル寄託物ヲ混合シテ保管スルコトヲ得

農業倉庫業者ハ寄託者ノ請求ニ因リ寄託物ノ倉庫証券ヲ交付スルコトヲ要ス

商法第六百二十七条第二項及第六百二十八条ノ規定ハ前項ノ倉庫証券ニ之ヲ準用ス

農業倉庫業者ノ作成スル倉庫証券ニハ農業倉庫証券ナル文字ヲ記載スルコトヲ要ス

農業倉庫業者ニ非サル者ノ作成スル預証券及質入証券又ハ倉庫証券ニハ農業倉庫証券ナル文字ヲ記載スルコトヲ得ス

混合保管ノ場合ニ於テハ農業倉庫業者ハ農業倉庫証券ニ其ノ旨ヲ記載スルコトヲ要ス

寄託物ノ保管期間ハ寄託ノ日ヨリ六月以内トス

第一条第一項ニ規定スル寄託物ニ付テハ保管期間ヲ更新スルコトヲ得但シ寄託者ハ更新ノ際同条第一項ニ掲クル者タルコトヲ要シ其ノ期間ハ六月ヲ超ユルコトヲ得ス

第一条第三項ニ規定スル寄託物ニ付テハ同条第一項及第二項ノ規定ニ依ル保管ニ支障ナキ場合ニ限り保管期間ヲ更新スルコトヲ得其ノ期間ハ前項但書ニ同シ

商法第二編第五章乃至第七章、第六百十六條乃至第六百十九條及第六百二十四條乃至第六百二十六條ノ規定ハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外農業倉庫業者ニ之ヲ準用ス

商法第六百七十七條ノ規定ハ受寄物ノ調製、改装又ハ荷造ニ関シ農業倉庫業者ニ之ヲ準用ス

農業倉庫業者業務規程ヲ変更セムトスルトキハ行政官庁ノ認可ヲ受ケヘシ

行政官庁公益上必要ト認ムルトキハ農業倉庫業者ニ對シ其ノ指定スル穀物又ハ繭ノ寄託ヲ受ケ、受寄物ノ検査其ノ他ノ行為ヲ為スヘキコトヲ命スルコトヲ得

行政官庁ハ農業倉庫業者ニ對シ事業ニ関スル報告ヲ為サメ書類、帳簿又ハ業務執行若ハ財産ノ状況ヲ検査シ其ノ他監督上必要ナル命令又ハ処分ヲ為スコトヲ得

行政官庁農業倉庫業者ノ業務執行若ハ財産ノ状況ニ依リ事業ノ繼續ヲ困難ナリト認ムルトキ、農業倉庫業者ノ行為力法令若ハ業務規程ニ違反シタル者又ハ其ノ行為力公益ヲ害シ若ハ害スルノ虞アリト認ムルトキハ事業ノ停止ヲ命ジ又ハ認可ヲ取消スコトヲ得

農業倉庫業者タル法人ノ理事又ハ之ニ準スヘキ者本法又ハ本法ニ基キテ為ス命令又ハ処分ニ違反シタルトキハ十千円以上千円以下ノ過料ニ処ス

本法ニ於テ連合農業倉庫業者トハ農業倉庫業者力第一条第一項及第二項ノ規定ニ依リ寄託ヲ受ケタル物品ヲ本法ニ依リ倉庫ニ保管スル者ヲ謂フ

連合農業倉庫業者ハ他ノ連合農業倉庫業者力前項ノ規定ニ依リ寄託ヲ受ケタル物品又ハ農業協同組合、農業協同組合連合会、販売組合若ハ販売組合連合会力売却スル穀物、繭、木炭其ノ他勅令ヲ以テ指定スル物品ノ保管スルコトヲ得

連合農業倉庫業者ハ前二項ノ規定ニ依リ保管ニ支障ナキ場合ニ限り業務規程ノ定ムル所ニ依リ農業倉庫業者力第一条第三項ノ規定ニ依リ寄託ヲ受ケタル物品、農業協同組合、販売組合若ハ販売組合連合会若ハ販売組合連合会力売却スル穀物、繭、木炭其ノ他勅令ヲ以テ指定スル物品ノ保管スルコトヲ得

連合農業倉庫業者ハ前二項ノ規定ニ依リ保管ニ支障ナキ場合ニ限り業務規程ノ定ムル所ニ依リ農業倉庫業者力第一条第三項ノ規定ニ依リ寄託ヲ受ケタル物品、農業協同組合、販売組合若ハ販売組合連合会若ハ販売組合連合会力売却スル穀物、繭、木炭其ノ他勅令ヲ以テ指定スル物品ノ保管スルコトヲ得

連合農業倉庫業者ハ前二項ノ規定ニ依リ保管ニ支障ナキ場合ニ限り業務規程ノ定ムル所ニ依リ農業倉庫業者力第一条第三項ノ規定ニ依リ寄託ヲ受ケタル物品、農業協同組合、販売組合若ハ販売組合連合会若ハ販売組合連合会力売却スル穀物、繭、木炭其ノ他勅令ヲ以テ指定スル物品ノ保管スルコトヲ得

連合農業倉庫業者ハ前二項ノ規定ニ依リ保管ニ支障ナキ場合ニ限り業務規程ノ定ムル所ニ依リ農業倉庫業者力第一条第三項ノ規定ニ依リ寄託ヲ受ケタル物品、農業協同組合、販売組合若ハ販売組合連合会若ハ販売組合連合会力売却スル穀物、繭、木炭其ノ他勅令ヲ以テ指定スル物品ノ保管スルコトヲ得

連合農業倉庫業者ハ前二項ノ規定ニ依リ保管ニ支障ナキ場合ニ限り業務規程ノ定ムル所ニ依リ農業倉庫業者力第一条第三項ノ規定ニ依リ寄託ヲ受ケタル物品、農業協同組合、販売組合若ハ販売組合連合会若ハ販売組合連合会力売却スル穀物、繭、木炭其ノ他勅令ヲ以テ指定スル物品ノ保管スルコトヲ得

連合農業倉庫業者ハ前二項ノ規定ニ依リ保管ニ支障ナキ場合ニ限り業務規程ノ定ムル所ニ依リ農業倉庫業者力第一条第三項ノ規定ニ依リ寄託ヲ受ケタル物品、農業協同組合、販売組合若ハ販売組合連合会若ハ販売組合連合会力売却スル穀物、繭、木炭其ノ他勅令ヲ以テ指定スル物品ノ保管スルコトヲ得

連合農業倉庫業者ハ前二項ノ規定ニ依リ保管ニ支障ナキ場合ニ限り業務規程ノ定ムル所ニ依リ農業倉庫業者力第一条第三項ノ規定ニ依リ寄託ヲ受ケタル物品、農業協同組合、販売組合若ハ販売組合連合会若ハ販売組合連合会力売却スル穀物、繭、木炭其ノ他勅令ヲ以テ指定スル物品ノ保管スルコトヲ得

連合農業倉庫業者ハ前二項ノ規定ニ依リ保管ニ支障ナキ場合ニ限り業務規程ノ定ムル所ニ依リ農業倉庫業者力第一条第三項ノ規定ニ依リ寄託ヲ受ケタル物品、農業協同組合、販売組合若ハ販売組合連合会若ハ販売組合連合会力売却スル穀物、繭、木炭其ノ他勅令ヲ以テ指定スル物品ノ保管スルコトヲ得

連合農業倉庫業者ハ前二項ノ規定ニ依リ保管ニ支障ナキ場合ニ限り業務規程ノ定ムル所ニ依リ農業倉庫業者力第一条第三項ノ規定ニ依リ寄託ヲ受ケタル物品、農業協同組合、販売組合若ハ販売組合連合会若ハ販売組合連合会力売却スル穀物、繭、木炭其ノ他勅令ヲ以テ指定スル物品ノ保管スルコトヲ得

連合農業倉庫業者ハ前二項ノ規定ニ依リ保管ニ支障ナキ場合ニ限り業務規程ノ定ムル所ニ依リ農業倉庫業者力第一条第三項ノ規定ニ依リ寄託ヲ受ケタル物品、農業協同組合、販売組合若ハ販売組合連合会若ハ販売組合連合会力売却スル穀物、繭、木炭其ノ他勅令ヲ以テ指定スル物品ノ保管スルコトヲ得

連合農業倉庫業者ハ前二項ノ規定ニ依リ保管ニ支障ナキ場合ニ限り業務規程ノ定ムル所ニ依リ農業倉庫業者力第一条第三項ノ規定ニ依リ寄託ヲ受ケタル物品、農業協同組合、販売組合若ハ販売組合連合会若ハ販売組合連合会力売却スル穀物、繭、木炭其ノ他勅令ヲ以テ指定スル物品ノ保管スルコトヲ得

連合農業倉庫業者ハ前二項ノ規定ニ依リ保管ニ支障ナキ場合ニ限り業務規程ノ定ムル所ニ依リ農業倉庫業者力第一条第三項ノ規定ニ依リ寄託ヲ受ケタル物品、農業協同組合、販売組合若ハ販売組合連合会若ハ販売組合連合会力売却スル穀物、繭、木炭其ノ他勅令ヲ以テ指定スル物品ノ保管スルコトヲ得

二前項ノ事業ヲ為スノ外附随トシテ所屬會員ニ非ザル農業協同組合、農業協同組合連合会、所屬組合若ハ所屬連合会ニ非ザル組合若ハ連合会又ハ農林水産省令ヲ以テ指定スル當利ノ目的トセザル法人ノ為ニ之ヲ為スコトヲ得但シ第二条第四号乃至第六号(第二十六條第一項ノ規定ニ依リ準用)ノ事業ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

農業倉庫業者力寄託者又ハ農業倉庫証券ノ所持人及受寄物ノ質権者アル場合ニ於テハ其ノ質権者ノ承諾ヲ得テ其ノ受寄物ヲ連合農業倉庫業者ニ寄託シタル場合ニ於テハ其ノ寄託ニ因リ生シタル農業倉庫業者ノ權利義務ハ当初ノ寄託者又ハ農業倉庫証券ノ所持人ニ移轉シ当初ノ寄託ハ將來ニ向テ其ノ効力ヲ失フ

農業倉庫業者力其ノ受寄物ヲ連合農業倉庫業者ニ寄託セムトスル場合ニ於テ其ノ受寄物ノ農業倉庫証券アルトキハ將來ニ向テ其ノ証券ノ裏書ヲ禁止スルコトヲ得

農業倉庫業者ハ前項ノ証券ノ裏書ヲ禁止スルニ非サレハ受寄物ヲ連合農業倉庫業者ニ寄託スルコトヲ得ス

連合農業倉庫業者ハ其ノ受寄物ノ農業倉庫証券ナキ旨ノ農業倉庫業者ノ証明書又ハ前条第二項ノ規定ニ依リ裏書ヲ禁止セザレタル証券ト引換ニ非サレハ其ノ受寄物ノ連合農業倉庫証券ヲ交付スルコトヲ得ス

前三條ノ規定ハ連合農業倉庫業者力其ノ受寄物ヲ他ノ連合農業倉庫業者ニ寄託スル場合ニ之ヲ準用ス

第二条、第三条、第六條乃至第九條、第十條第一項及第十一條乃至第十八條ノ規定ハ連合農業倉庫業者ニ之ヲ準用ス但シ第二条第六号中農業倉庫業者トアルハ農業倉庫業者又ハ連合農業倉庫業者、農業倉庫証券トアルハ農業倉庫証券又ハ連合農業倉庫証券トシ第八條中農業倉庫証券トアルハ連合農業倉庫証券トス

第一条第二項ノ規定ハ第十九條第一項及第二項ニ規定スル寄託物ニ之ヲ準用ス

第十条第二項ノ規定ハ第十九條第一項又ハ第二項ニ規定スル寄託物ニ、同条第三項ノ規定ハ第十九條第三項ニ規定スル寄託物ニ之ヲ準用ス

但シ連合農業倉庫業者力第十九條第一項及第二項ノ規定ニ依リ寄託ヲ受ケタル第一條第二項ノ物品ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

本法中行政官庁トアルハ都道府県ノ区域ヲ超ユル区域ヲ指スル農業協同組合若ハ農業協同組合連合会又ハ都道府県ノ区域ヲ指

都道府県ノ区域ヲ指スル農業協同組合若ハ農業協同組合連合会又ハ都道府県ノ区域ヲ指

都道府県ノ区域ヲ指スル農業協同組合若ハ農業協同組合連合会又ハ都道府県ノ区域ヲ指

都道府県ノ区域ヲ指スル農業協同組合若ハ農業協同組合連合会又ハ都道府県ノ区域ヲ指

都道府県ノ区域ヲ指スル農業協同組合若ハ農業協同組合連合会又ハ都道府県ノ区域ヲ指

都道府県ノ区域ヲ指スル農業協同組合若ハ農業協同組合連合会又ハ都道府県ノ区域ヲ指

都道府県ノ区域ヲ指スル農業協同組合若ハ農業協同組合連合会又ハ都道府県ノ区域ヲ指

し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則（平成一七年七月二六日法律第八七号）抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附 則（平成一八年六月二日法律第五〇号）抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則（平成二三年六月二四日法律第七四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二七年九月四日法律第六三

号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十八条、第二十九条第一項及び第三項、第三十条から第四十条まで、第四十七条（都道府県農業会議及び全国農業会議所の役員に係る部分に限る。）、第五十条、第百九条並びに第百十五条の規定 公布の日（以下「公布日」という。）

（政令への委任）

第百十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。